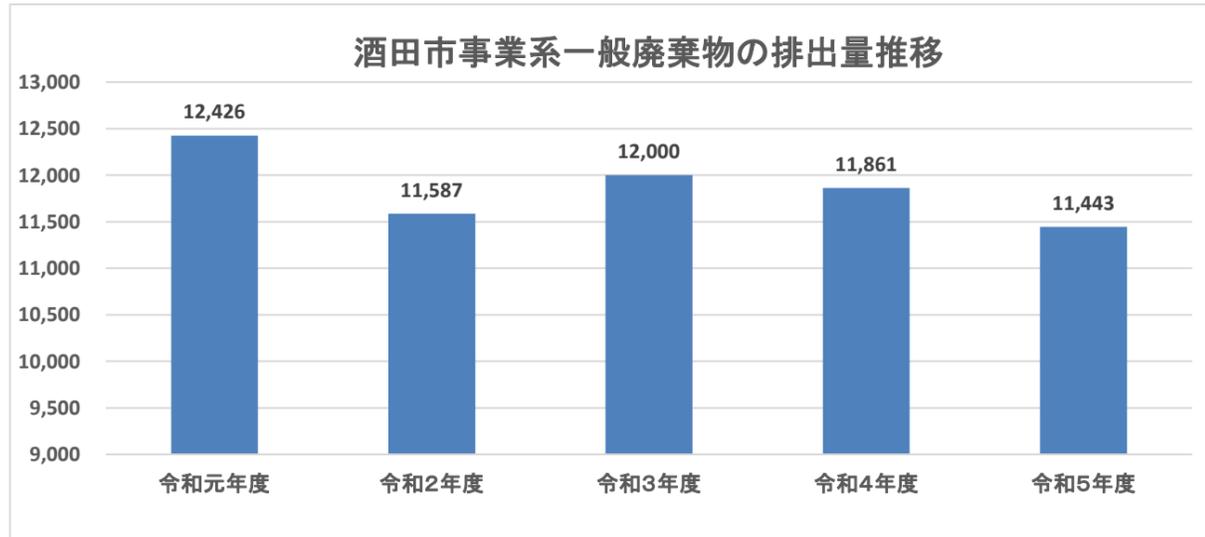


酒田市における事業系一般廃棄物排出量の状況



過去5年間推移では、1年おきに増減を繰り返していますが、少しずつ減少しています。これまでの新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動の制限の他、事業活動に起因するなど様々な要因が考えられますが、引き続き、ごみの適正処理と減量の取り組みをお願いします。

事業系ごみは、発生した時点できちんと分別しましょう

事業系ごみを適正に処理するには、排出するまでにきちんと分別することが必要です。また、分別を徹底することで焼却するごみを減量し、処理経費を減らすことにつながります。

事業者の皆様におかれましては、発生した時点で、資源物(リサイクル)、一般廃棄物、産業廃棄物の分別を徹底するようにお願いします。

分別の際、特にご注意くださいもの



廃プラスチック類

調味料用ペットボトル、プラスチック製の事務用品・文具類・容器、発砲スチロール等の緩衝材、梱包材等

産業廃棄物処理業者へ

家電4品目

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機

業務用機器は、産業廃棄物処理業者へ

家庭用機器は、家電製品協会(家電リサイクル券センター)へ

◎ 市ホームページをご覧ください。⇒



※事業に使用した物でも、家庭用機器として販売されたものは、家電リサイクル法によりリサイクルが義務付けられています。

事業系ごみの分け方一覧

- ・産業廃棄物はすべての業種に伴うものと、特定の業種(主な業種に記載)に伴うものがあります。
- ・産業廃棄物には量的な規定がなく、事業規模が小さいところから排出される場合や、1回の排出量が極めて少量であっても該当します。
- ・事業所で使用していた家庭用のテレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫を処理する場合は、家電リサイクル法に従い処理しなければなりません。
- ・業種により、この表にないものも発生します。法令に従い適正処理をお願いします。

区分	ごみの種類(一例)	主な業種	処理(分別の種類)	
			産業廃棄物	一般廃棄物
紙くず	段ボール、壁紙、パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍、新聞紙等	建設業、製本業、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業、出版業、印刷物加工業	●	
	段ボール 新聞紙、折込みチラシ 雑誌、カタログ、コピー用紙、空箱、封筒、トイレットペーパーの芯 紙パック容器(牛乳・ジュースなど) 紙コップ、感熱紙、カーボン紙、シール及び合紙 ※防水加工された紙、油などで汚れた紙、においのついた紙	上記以外の全事業所 リサイクルできる紙です。資源回収業者に引き渡してください。個人情報が記載されているものや、水分を含んでいる場合は一般廃棄物として処理してください。		● ※1
木くず	型枠、足場材、木造解体材、伐採材、建具工事等の残材、残材(板切れ)、チップ、おがくず、木製製品(机・テーブル・椅子・看板等)等	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る)、木材・木製品製造業(家具製造業含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、リース業から生じた木くず・木製家具等	●	
	残材(板切れ)、チップ、おがくず、木製製品(机・テーブル・椅子・看板等)等	上記以外の全事業所		●
	木製パレット(一体的に排出される梱包用木材も含む) 街路樹や庭木のせん定枝 等	全事業所 全事業所	●	●
繊維くず	ウエス、縄、ロープ類 等 ※素材が綿や麻等の天然繊維に限る	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)	●	
	ウエス、縄、ロープ類、作業着、シャツ、タオル、皮製品、布団 等 ※素材が綿や麻等の天然繊維に限り、合成繊維であれば産業廃棄物	上記以外の全事業所(アパレル製造業含む)		●
動物系固形不要物	解体等をした獣畜や食鳥処理をした食鳥に関わる固形状の不要物	と畜場、食鳥処理場等	●	
動植物性残さ	原料として使用した動植物に係わる不要物(あめかす、のりかす、醸造かす、魚・獣のあら等) 生ごみ(魚や獣のあら・野菜くず等の調理くず・飲食店の食べ残し)、賞味期限切れ等の製品くず 等	食品製造業、医薬品製造業、香料製造業、飲料・飼料製造業 上記以外の全事業所	●	● ※2
	動物のふん尿	畜産農業(酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業、畜産類似業、養蚕農業等) 上記以外の全事業所	●	●
動物の死体	動物の死体	畜産農業(酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業、畜産類似業、養蚕農業等) 上記以外の全事業所	●	●
燃え殻	活性炭、焼却炉の残灰などの各種焼却かす(焼却灰)等	全事業所	●	
	たばこの灰、吸い殻 等	全事業所	●	●
汚泥	工場排水処理や製造工程で生ずる汚泥、道路側溝の汚泥 等	全事業所	●	
廃油	天ぷら油やグリス 等	全事業所	●	
廃酸	写真定着液等の全ての酸性廃液	全事業所	●	
廃アルカリ	写真現像液、金属石けん液、自動車用不凍液等の全てのアルカリ性廃液	全事業所	●	
ゴムくず	天然ゴムくず(合成ゴムは「産廃(廃プラスチック類)」)	全事業所	●	
鉱さい	鑄物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かす 等	全事業所	●	
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴い生じたコンクリートの破片、レンガの破片 等	全事業所	●	
ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設又は産業廃棄物焼却施設の集じん施設で集められたばいじん	全事業所	●	
廃プラスチック類	飲食用・調味料用ペットボトル、プラスチック製の事務用品・部品容器・弁当容器・カップ麺容器、発砲スチロール等の緩衝材類、ビニール梱包(ビニール袋、おしぼりの袋、貨幣の梱包等)、PPバンド、ラミネートフィルム、タイヤ、農業用ビニール 等	全事業所	●	▲ ※3
金属くず	飲料用の缶、刃物類、スプレー缶、金属製の事務机や椅子、一斗缶、金具類、針金、不要になった金属や研磨・切削くず 等	全事業所	●	
ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	飲料用のびん、ガラス製品(皿・コップ、蛍光灯、電球、調味料の容器など)、陶磁器類(湯呑・植木鉢等)、タイル、瓦、石膏ボード 等	全事業所	●	
上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの			●	

- ※1 酒田市では、新聞・雑誌・段ボール・紙パックはもちろんのこと、紙箱・封筒・トイレットペーパーの芯等、いわゆる「雑がみ」のリサイクルを推進しています。出来るだけ一般廃棄物としてではなく、資源としてリサイクルしてください。
- ※2 スーパーマーケットや飲食店等から出る「野菜くず」等を肥料化している事業所があります。詳しくは環境衛生課までお問い合わせください。
- ※3 汚れが付着している「弁当容器、小袋類(ソースや醤油等)、チューブ類、カップ麺容器」に限り一般廃棄物として排出できます。その他の廃プラスチックは産業廃棄物となりますので適正に処理してください。

事業所でできる3R(リデュース・リユース・リサイクル)

①過剰包装や生産工程の見直し(リデュース)

商品の包装を簡易的なものにする事で、包装紙やプラスチックごみの削減に繋がります。また、商品を長寿命化することで、ごみの排出抑制が期待できます。



②一度使用したものの再利用(リユース)

不要な紙の裏面を事業所内でメモ用紙として使用したり、壊れた備品を極力修理して使用する、まだ使用できる不要な備品を他の部署に譲るなどでも、ごみの減量につながります。



③資源物の再資源化(リサイクル)

オフィスや事業所から排出されるチラシ、段ボール、シュレッダー紙等の古紙や、空き缶等の金属類は、資源回収業者に回収されることでリサイクルされます。

各種リサイクル法における事業者の役割

【循環型社会形成の促進に向けて】

容器包装リサイクル法

○事業者は、その事業において用いた、又は製造・輸入した量の容器包装についてリサイクルを行う義務を負います。
○リサイクルだけでなく軽量化、量り売り、レジ袋の有料化等により、容器包装廃棄物の排出抑制に努める必要があります。

食品リサイクル法

○食品関連事業者は、食品廃棄物の抑制・減量、食品循環資源の再利用、再利用できない食品循環資源からの熱回収に取り組むことが求められています。
【食品循環資源とは？】
食品廃棄物であって、飼料・肥料等の原材料となるなど有用なもの。

建設リサイクル法

○コンクリート、アスファルト、木材等の特定建設資材を用いた建築物を解体する工事、又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、一定規模以上の建設工事について、受注者等は、分別解体等及び再資源化等を行うことが義務付けられています。

家電リサイクル法

○小売業者は、「過去に販売した対象機器」、「買い替えの際に引き取りを求められた対象機器」の引取義務があります。
○製造・輸入業者は、自らが過去に製造・輸入した対象機器の引取義務と再商品化等実施義務があります。

回収・リサイクル

製品等が廃棄される前に...

循環型社会の形成へ寄与

環境負荷の軽減

企業価値向上

新たなビジネスチャンスの創出

SDGsの取り組み

このパンフレットは、不要になった酒田市役所庁内文書をペーパーラボで再生した紙に印刷しました。

事業者の皆様へ

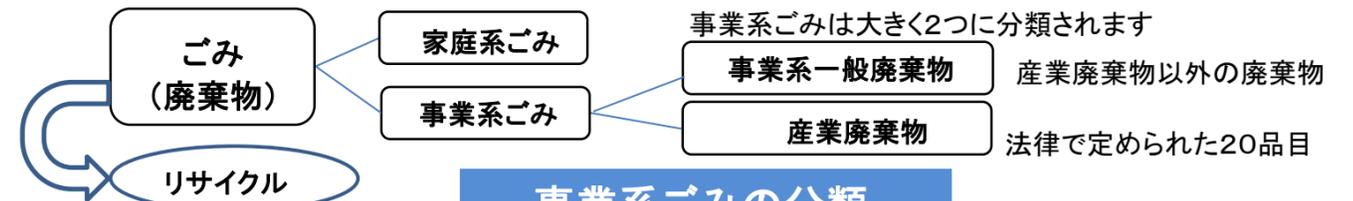
事業系ごみの正しい処理とリサイクルにご協力ください。

酒田市からのお願いだのん。

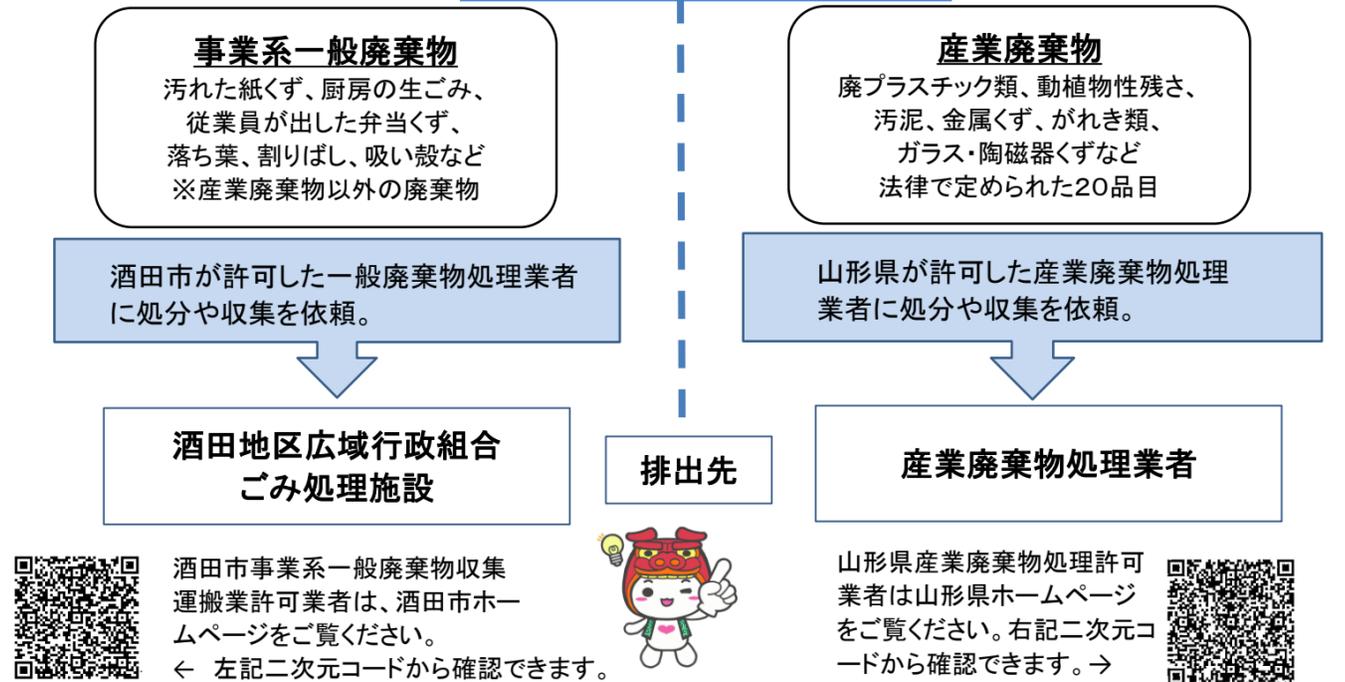


事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条)

事業系ごみとは？



事業系ごみの分類



- ・事業系ごみとは、会社やお店など一般家庭以外から出されるごみのことです。
- ・事業所だけでなく、個人事業主・飲食・工場・農業・病院・学校・NPO等の事業活動に伴うごみも該当します。
- ・事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分かれます。
- ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物は、裏面(3ページ)の分け方一覧をご覧ください適正に分別してください。

家庭系ごみステーションに出すことはできません

家庭系ごみ集積所は、各自治会が管理しています。事業系ごみを家庭系ごみステーションに出すことは、不法投棄とみなされる場合があります。自営業等で少量の場合でも同様です。
事業系一般廃棄物は、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集委託(有料)するか、事業者が直接処理施設に搬入(有料・10kg当たり150円)してください。